解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年七月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十一日

兵庫県養父市大屋町由良四一四番地
特定非営利活動法人大屋ひかるの家
清算人　安田　直人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年七月十二日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十一日

和歌山市紀三井寺八一一番地の一
財団法人和歌山県医学振興会
代表清算人　板倉　徹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十八日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十一日

岡山市北区伊福町二丁目一六番九号
社団法人教育振興ノートルダム清心会
代表清算人　西室　典子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月六日開催の理事会の議決を経て、同年七月六日に経済産業大臣の許可を受け、同年七月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十一日

東京都中央区銀座四丁目一〇番五号三幸ビル本館六階
財団法人全国中小企業情報化促進センター
代表清算人　見学　信敬

（連絡先）
東京都中央区新川二丁目一番九号石川ビル
財団法人全国中小企業取引振興協会

解散公告（第三回）

承元寺町土地改良区は、平成二十三年七月十一日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十一日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地
清算法人承元寺町土地改良区
清算人代表　内藤　明良

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日を以て存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十一日

静岡県浜松市北区引佐町奥山一五七七番一
財団法人奥山青壮年研修所
代表清算人　藤田　慈晃

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十一日

大阪府交野市郡津三丁目一〇番一五号
特定非営利活動法人作業所クローバー
清算人　上野　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市増田町増田字田町一二一番地、最後の住所秋田県横手市増田町増田字田町一二一番地　被相続人　亡　照井　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十一日

秋田県湯沢市字上二井田四三番地一六
相続財産管理人　司法書士　伊藤　則行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡長井町大字小出一四五一番地、最後の住所山形県長井市小出一四五一番地　被相続人　亡　小松　正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十一日

山形県長井市九野本八〇二番地
相続財産管理人　小関　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市笠間四七〇番地三、最後の住所茨城県つくば市春日四丁目七番地一三桜苑ハイツ一〇二号　被相続人　亡　瀬戸　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十一日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル三階
相続財産管理人　弁護士　小沼　典彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区広尾一丁目三二番地、最後の住所千葉県松戸市西馬橋四丁目三四六番地　被相続人　亡　小林　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十一日

千葉県松戸市松戸一三三六東風園ビル六階
誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　治聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡富士河口湖町船津四九番地、最後の住所山梨県甲府市美咲一丁目六番一〇号山角病院　被相続人　亡　小林　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十一日

山梨県甲府市丸の内二丁目一二番一号ミサトビル四階　齋藤祐次郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤祐次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区下寺町二丁目七番地、最後の住所名古屋市千種区星が丘元町一六番二〇号杉田病院　被相続人　亡　鈴木　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十一日

名古屋市千種区仲田二丁目一七番八号司法書士名倉勇一郎事務所
相続財産管理人　名倉勇一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市新宮町下笹一〇一番地、最後の住所大阪市北区長柄東二丁目九番七七一一〇二九号　被相続人　亡　松本　典樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十一日

大阪市北区西天満一丁目二番五号大阪ＪＡビル一二階
相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区塩屋町四丁目四六四番地二、最後の住所神戸市垂水区塩屋町三丁目一二番二二号山口方　被相続人　亡　西村美榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十一日

神戸市中央区栄町通四丁目一番一一号　エタニティ栄町ビル五〇二号室　さかい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堺　充廣